

平成29年度

丹羽広域事務組合水道水質検査計画

丹羽広域事務組合水道部

はじめに

安全で安定した水を供給することは、当水道事業をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。現状、当水道事業では水道水の安全性を確保するため、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行っております。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である水道水の安全性、水質検査の透明性等を確保するため、あらかじめ需要者に対して水道水質検査計画を策定し、事前に公表するとともに信頼される水道水を供給していくため、一層の水質管理を行ってまいります。

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況	1
4	水質管理において留意すべき事項	1
5	水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点	1～2
	（1）水質検査を行う項目	
	（2）基準項目検査頻度	
	（3）水質管理目標設定項目	
	（4）採水地点	
6	臨時の水質検査	3
7	水質検査方法	3
8	水質検査計画及び検査結果の公表方法	3
	（1）水質検査計画の公表	
	（2）水質検査結果の公表	
9	関係者との連携	3

《平成29年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画》

1 基本方針

丹羽広域事務組合水道部は、上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、別添「平成29年度水道水質検査計画表」に特に留意すべき事項を示します。
- (2) 浄水場系統毎の検査項目及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添「平成29年度水道水質検査計画表」のとおりとします。

2 水道事業の概要（平成27年度末現在）

- (1) 水道事業体名 丹羽広域事務組合 水道部
- (2) 給水区域 大口町、扶桑町（24.80km²）
- (3) 給水人口 57,818人
- (4) 給水戸数 22,223戸
- (5) 普及率 99.8%
- (6) 計画一日最大給水量 22,800m³（平成22年度認可値）
- (7) 一人一日最大給水量 363L
- (8) 一人一日平均給水量 317L

3 自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況

丹羽広域事務組合水道部で管理している配水施設は全部で12か所あり、16か所の井戸より地下水を処理し、供給しています。また、愛知県営水道より当水道事業の年間総配水量の約65%を受水しています。

給水状況

区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給水人口	人	56,647	56,898	57,101	57,537	57,818
給水戸数	人	20,822	21,193	21,490	21,900	22,223
普及率	%	99.6	99.8	99.8	99.8	99.8
総配水量	m ³	6,783,963	6,901,448	6,921,195	6,645,596	6,712,157
県水受水量	m ³	4,128,270	4,181,414	4,186,587	4,129,393	4,390,735
1日最大配水量	ℓ	21,598	21,466	21,730	20,385	20,980
1日平均配水量	ℓ	18,535	18,908	18,962	18,207	18,339

愛知県営犬山浄水場

- (1) 所在地 愛知県犬山市大字犬山字東洞15
- (2) 供給能力 一日最大 17,100m³

4 水質管理において留意すべき事項

丹羽広域事務組合水道部の水道水は、木曽川の伏流水を源にしている水量豊かで清浄な深井戸を水源とする浄水と愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」）において検査を行った浄水を各需要者に配水しております。水質検査頻度策定基準となる過去3年間の水質検査結果は、水質基準内の値を確保しておりますが、丹羽広域事務組合水道部では、水質基準内であっても若干数値の高い項目については、検査頻度を増やして監視を行います。また、放射能汚染問題に対応するため、全ての配水場の給水栓において放射能物質検査を実施することを盛り込み、水道水の安全性を確保するための監視を続けていきます。

5 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点

(1) 水質検査を行う項目

法令に基づく水質検査項目については、表1から表13-2のとおり各水源区域の原水及び給水栓にて水質検査を行います。

(2) 基準項目検査頻度

配水区の末端給水栓において、色及び濁りと消毒の残留効果の検査を1日1回、濁りを初めとした9項目の検査を毎月1回、消毒副生成物とされる12項目及び監視すべき項目を3か月に1回、51項目全ての検査を1年に1回実施します。

(3) 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から大口南部水源系統にて表13のとおり水質検査を行います。井戸水として検出する恐れがある17項目を給水区域末端給水栓及び原水にて1年1回実施します。また、農薬類（表13-2）は、平成28～30年度の3年間で119項目の検査を計画しており、平成29年度では32項目の検査を実施します。

(4) 採水地点(配水区の末端水栓及び原水)

No.	名 称	原 水 及 び 給 水 栓 水 採 水 場 所	
1	河 北 配 水 場	原 水	大口町河北二丁目 71 番地 (河北第 1 水源)
			大口町河北二丁目 104 番地 (河北第 2 水源)
		給 水 栓	大口町御供所一丁目 522 番地 (白木霊園)
2	大 口 北 部 水 源	原 水	大口町下小口三丁目 95 番地 (水源)
		給 水 栓	大口町下小口四丁目 230-3 (天神パーク)
3	大 口 中 部 水 源	原 水	大口町大屋敷三丁目 134 番地 (水源)
		給 水 栓	大口町秋田一丁目 18 番地 1 (丹羽消防署 大口出張所)
4	大 口 南 部 水 源	原 水	大口町堀尾跡一丁目 58 番地 (水源)
		給 水 栓	未定 (※)
5	北 定 松 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字下山 185 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字下山 121 番地 (大渕児童遊園)
6	東 川 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字北東川 186 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字中海道 224 番地 (高雄公園)
7	高 雄 西 部 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字宮島 34、35 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字福塚 99 番地 (福塚児童遊園)
8	南 山 名 水 源	原 水	扶桑町大字南山名字野田浦 58 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字南山名字安戸 93 番地 (安戸児童遊園)
9	小 渕 水 源	原 水	扶桑町大字小渕字宮東ノ切 891 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字小渕字砂原 1088 番地 (木曾川扶桑緑地公園)
10	境 山 水 源	原 水	扶桑町大字斉藤字緑 238 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字緑 243 番地 (斎藤公園)
11	柏 森 北 部 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字甲寺裏 47 番地 (柏森北部水源)
			扶桑町大字柏森字中屋敷 163-5 (柏森東部水源)
		給 水 栓	扶桑町大字柏森字辻田 367 番 1 (斉藤水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字山神 102 番地 (斎藤学習等供用施設)
12	柏 森 南 部 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字西前 296 番地 (第 1 水源)
			扶桑町大字柏森字西前 193 番地 (第 2 水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字旭 414 番地 (斎藤南児童遊園)

※ 平成 28 年度より大口南部水源施設改良工事を施工しているため。

6 臨時の水質検査

次の事例が認められる時は臨時の水質検査を行います。

- ①水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- ②配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ③その他、特に必要があると認められるとき。

7 水質検査方法

水質検査は水道法第20条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）で実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表方法

(1) 水道水質検査計画の公表

水道水質検査計画は毎年策定し、ホームページ上に掲載します。

(2) 水質検査結果の公表

水道水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、ホームページ上と広報に掲載します。

9 関係者との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携は極めて重要です。

(1) 国等との連携

厚生労働省及び愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力を行うとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を図ってまいります。

(2) 県営水道との連携

丹羽広域事務組合水道部の水道水の約65%は、県営水道から受水した水を水源としています。そのため、県営水道と連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

水質検査表 <河北配水場>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				
							第一水源	第二水源			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4	1		1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.35			省略可能	1	1		1	(※2)
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09				1	1		1	(※1)
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.02未満	1	1		1	(※2)			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1		1				
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1		1				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1		1				
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1		1				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1		1				
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1		1				
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1		1				
21	塩素酸	0.6以下	0.07	省略不可	4	-	-		省略できない項目である。		
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満		4	-	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.019		4	-	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.006		4	-	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001		4	-	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満		4	-	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.024		4	-	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.012		4	-	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005		4	-	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満		4	-	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満		4	-	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満	省略可能	1	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満		1	1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満		1	1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.002		1	1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.7		1	1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.01	12	12	1	第1水源を監視するため、水源及び給水栓にて毎月1回検査する。				
38	塩化物イオン	200以下	8.2	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	22	年4回	省略可能	1	1	1	(※2)		
40	蒸発残留物	500以下	66			1	1	1	(※1)		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			1	1	1	(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満	年4回	省略可能	1	1	1	(※2)		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満			1	1	1			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1	1			
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.8	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2			12	1	1			
48	味	異常なし	異常なし			12	1	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	1			
51	濁度	2度以下	0.3			12	1	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)										

水質検査表 <大口北部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		原水		設 定 理 由 等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				
		(mg/L)									
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	4	1	(※3)			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			4	1				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			4	1				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			4	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			4	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			4	1				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			4	1				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可			4	1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	2.2			年4回	省略可能		4	1	(※3)
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07	4	1						
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.03	4	1						
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	1						
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4	1						
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	4	1						
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	4	1						
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	1						
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	1						
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	1						
21	塩素酸	0.6以下	0.07	年4回	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.005			4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			4	-				
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.005			4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			4	-				
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.001未満			4	-				
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満			4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満			4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005	年4回	省略可能	4	1	(※3)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			4	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満			4	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.017			4	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11			4	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			4	1				
38	塩化物イオン	200以下	14	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	63	年4回	省略可能	4	1	(※3)			
40	蒸発残留物	500以下	160			4	1				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	4	1	(※3)			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満			4	1				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	年4回	省略可能	4	1	(※3)			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満			4	1				
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			4	1				
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。			
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.4			12	1				
48	味	異常なし	異常なし			12	1				
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1				
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※3) 改修工事を行なったため平成30年度末までは検査回数を省略しない。										

水質検査表 <大口中部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)	検査計画頻度(回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	4.4			省略可能	4		1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.06	1	1		(※2)			
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.02	1	1					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.002	4	1			濃度が上昇傾向にある為、省略しない。		
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1			(※2)		
21	塩素酸	0.6以下	0.09	省略不可	4	-		省略できない項目である。		
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満		4	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.001		4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満		4	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満		4	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満		4	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001		4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満		4	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満		4	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満		4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満		4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.076	省略可能	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満		1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満		1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.009		1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13		1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満		1	1				
38	塩化物イオン	200以下	11	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	67	年4回	省略可能	4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。		
40	蒸発残留物	500以下	180			4	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満			1	1			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1			
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3未満			12	1		省略できない項目である。	
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.5	12	1					
48	味	異常なし	異常なし	12	1					
49	臭気	異常なし	異常なし	12	1					
50	色度	5度以下	0.5未満	12	1					
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	1					
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)									

水質検査表 <大口南部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)	検査計画頻度(回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	2	1	2月まで改修工事を行う予定のため、2月から検査する。また検査省略頻度について、省略可のものに関しては平成32年度までは検査回数を省略しない。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			2	1			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	1		1	
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	2.7			省略可能	省略可能		1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07						1	1
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.03	1	1					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1					
21	塩素酸	0.6以下	0.17	省略不可	省略不可	1	-			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			1	-			
23	クロロホルム	0.06以下	0.004			1	-			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			1	-			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001			1	-			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			1	-			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.006			1	-			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			1	-			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001			1	-			
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			1	-			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満	1	-					
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満	省略可能	省略可能	1	1			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1	1			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01			1	1			
35	銅及びその化合物	1以下	0.006			1	1			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	37			1	1			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	1	1					
38	塩化物イオン	200以下	51	月1回	省略不可	2	1			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	74	年4回	省略可能	1	1			
40	蒸発残留物	500以下	230			1	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満			1	1			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満	年4回	省略可能	1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満			1	1			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1			
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3	月1回	省略不可	2	1			
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.1			2	1			
48	味	異常なし	異常なし			2	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			2	1			
50	色度	5度以下	0.5			2	1			
51	濁度	2度以下	0.2			2	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	1			
備考	<p>水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。</p> <p>(※1)過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)</p> <p>(※2)過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略する事ができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)</p> <p>給水栓において水質管理目標設定項目(5項目)、原水において水質管理目標設定項目(11項目)及び農業類(32項目)を測定する。</p>									

水質検査表 <北定松水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		原水		設 定 理 由 等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)				
		(mg/L)									
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可			4	1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	6.7						12	4	過去3年間の検査結果が基準の1/2を超過している為、毎月検査する。
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09						1	1	(※1)
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.07	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満			1	1				
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満			1	1				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満			1	1				
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満			1	1				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満			1	1				
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001			4	1		濃度が上昇傾向にある為、省略しない。		
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1	(※2)					
21	塩素酸	0.6以下	0.08	年4回	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満			4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			4	-				
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			4	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満			4	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満			4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満			1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.004			1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	20			1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1				
38	塩化物イオン	200以下	12	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	70	年4回	省略可能	4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。			
40	蒸発残留物	500以下	200			4	1				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			1	1	(※2)			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満			1	1				
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1				
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3未満	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。			
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.8			12	1				
48	味	異常なし	異常なし			12	1				
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1				
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)										

水質検査表 <東川水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水		設定理由等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)	検査計画頻度(回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。	
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	2.7			省略可能	省略可能		4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07						1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.05	1	1						
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1						
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1						
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1						
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1						
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1						
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1						
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1						
21	塩素酸	0.6以下	0.06	省略不可	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.006			4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			4	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.007			4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003			4	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001			4	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満			4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満	省略可能	省略可能	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満			1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.006			1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	15			1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1				
38	塩化物イオン	200以下	16	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	57	年4回	省略可能	1	1	(※1)			
40	蒸発残留物	500以下	180			4	1		過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			1	1				
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			1	1				
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1				
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3			12	1		省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	12	1						
48	味	異常なし	異常なし	12	1						
49	臭気	異常なし	異常なし	12	1						
50	色度	5度以下	0.5未満	12	1						
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	1						
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)										

水質検査表 <高雄西部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)	検査計画頻度(回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	4.5			省略可能	4		4	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08				1		1	(※2)
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.04	1	1					
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1					
21	塩素酸	0.6以下	0.07	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満		4	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.006		4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満		4	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満		4	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満		4	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.007		4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.004		4	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.002		4	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満		4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満		4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満	省略可能	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満		1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満		1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.004		1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13		1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満		1	1				
38	塩化物イオン	200以下	12	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	56	年4回	省略可能	1	1	(※1)		
40	蒸発残留物	500以下	170			4	1		過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			1	1		(※2)	
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満	発生時期に月1回	発生の時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1			
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.4			12	1		省略できない項目である。	
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.0	12	1					
48	味	異常なし	異常なし	12	1					
49	臭気	異常なし	異常なし	12	1					
50	色度	5度以下	0.5未満	12	1					
51	濁度	2度以下	0.1	12	1					
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)									

水質検査表 < 南山名水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水		設定理由等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)	検査計画頻度(回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。	
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	1.8			省略可能	省略可能		1	1	(※1)
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08						1	1	(※2)
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.03	1	1						
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1						
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1						
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1						
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1						
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1						
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1						
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1						
21	塩素酸	0.6以下	0.07	省略不可	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.009			4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			4	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001			4	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.011			4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.005			4	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.002			4	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満			4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満	省略可能	省略可能	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満			1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.003			1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11			1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1				
38	塩化物イオン	200以下	11	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	70	年4回	省略可能	4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。			
40	蒸発残留物	500以下	160			4	1				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	(※2)			
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満			1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			1	1				
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1				
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.5			12	1		省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	7	12	1						
48	味	異常なし	異常なし	12	1						
49	臭気	異常なし	異常なし	12	1						
50	色度	5度以下	0.5未満	12	1						
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	1						
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)										

水質検査表 <小淵水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)	検査計画頻度(回/年)			
		(mg/L)								
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.91			年4回	省略可能		1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.10	1	1			(※1)		
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.02未満	1	1			(※2)		
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1					
21	塩素酸	0.6以下	0.07	年4回	省略不可	4	-	省略できない項目である。		
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-			
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満			4	-			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			4	-			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			4	-			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満			4	-			
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満			4	-			
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.005未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1	1			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満			1	1			
35	銅及びその化合物	1以下	0.004			1	1			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.8			1	1			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1			
38	塩化物イオン	200以下	6	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	54	年4回	省略可能	1	1	(※1)		
40	蒸発残留物	500以下	130			4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満			発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			1	1	(※2)		
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	1	1					
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	1	1	月1回	省略不可	省略できない項目である。		
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3未満	12	1					
47	pH値	5.8以上8.6以下	7	12	1					
48	味	異常なし	異常なし	12	1					
49	臭気	異常なし	異常なし	12	1					
50	色度	5度以下	0.5未満	12	1					
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	1					
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)									

水質検査表 <境山水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水		設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)	検査計画頻度(回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4		1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	6.3			省略可能	12		4	過去3年間の検査結果が基準の1/2を超過している為、毎月検査する。
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.10				1		1	(※1)
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.03	1	1		(※2)			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1					
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1					
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1					
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1					
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1					
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1					
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満	省略不可	4	-	省略できない項目である。			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満		4	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満		4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満		4	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満		4	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満		4	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001未満		4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満		4	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001未満		4	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満		4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満		4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.007	省略可能	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満		1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満		1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.033		1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.8		1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満		1	1				
38	塩化物イオン	200以下	8.6	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	63	年4回	省略可能	4	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。		
40	蒸発残留物	500以下	170			4	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満			1	1			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	(※2)		
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1			
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3未満	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.6			12	1			
48	味	異常なし	異常なし			12	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1			
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)									

水質検査表 < 柏森北部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水			設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)					
							柏森北部 水源	柏森東部 水源	齊藤水源			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する (レベル2)。		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	4	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	4	1	1	1	(※3)		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			4	1	1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			4	1	1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			4	1	1	1			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			4	1	1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			4	1	1	1			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			4	1	1	1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4	1	1		1	省略できない項目である。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	6.4			年4回	省略可能	12	4		4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	4	1			1	1			
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.03	4	1			1	1			
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	1			1	1			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4	1			1	1			
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	4	1			1	1			
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	4	1			1	1			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	1			1	1			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	1			1	1			
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	1			1	1			
21	塩素酸	0.6以下	0.06	年4回	省略不可	4	-	-	-	省略できない項目である。		
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-	-	-			
23	クロロホルム	0.06以下	0.003			4	-	-	-			
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			4	-	-	-			
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-	-	-			
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-	-	-			
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.004			4	-	-	-			
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満			4	-	-	-			
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001			4	-	-	-			
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-	-	-			
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満			4	-	-	-			
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.038	年4回	省略可能	4	1	1	1	(※3)		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			4	1	1	1			
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01			4	1	1	1			
35	銅及びその化合物	1以下	0.012			4	1	1	1			
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	14			4	1	1	1			
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			4	1	1	1			
38	塩化物イオン	200以下	11	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	70	年4回	省略可能	4	1	1	1	(※3)		
40	蒸発残留物	500以下	200			4	1	1	1			
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年4回	省略可能	4	1	1	1	(※3)		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満			発生時期に月1回	発生時期に毎月	4	1		1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			4	1	1	1			
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	4	1	1	1	(※3)		
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			4	1	1	1			
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3	月1回	省略不可	12	1	1	1	省略できない項目である。		
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.8			12	1	1	1			
48	味	異常なし	異常なし			12	1	1	1			
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	1	1			
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	1	1			
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	1	1			
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	4	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。		
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し、実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※3) 改修工事を行なった為、平成29年度末までは検査回数を省略しない。											

水質検査表 < 柏森南部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水		設定理由等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)	検査計画頻度 (回/年)					
							第一水源	第二水源				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。 水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	1	1	(※2)			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満			1	1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1	1				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1	1				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満			1	1	1				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満			省略不可	4	1		1	省略できない項目である。	
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	6.7			省略可能	省略可能	12		4	4	(※2)
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08					1		1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.04	1	1			1				
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1	1			1				
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1	1			1				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満	1	1			1				
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	1	1			1				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1			1				
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1	1			1				
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1	1			1				
21	塩素酸	0.6以下	0.08	省略不可	省略不可	4	-	-	(※2)			
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-	-				
23	クロロホルム	0.06以下	0.006			4	-	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満			4	-	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001未満			4	-	-				
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-	-				
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.007			4	-	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003			4	-	-				
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.001			4	-	-				
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.003未満			4	-	-				
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.006	省略可能	省略可能	1	1	1	(※2)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満			1	1	1				
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満			1	1	1				
35	銅及びその化合物	1以下	0.007			1	1	1				
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13			1	1	1				
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満			1	1	1				
38	塩化物イオン	200以下	11	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	67	年4回	省略可能	4	1	1	過去3年間の検査結果が基準の1/5を超過している為、省略しない。			
40	蒸発残留物	500以下	220			4	1	1				
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満			1	1	1		(※2)		
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.00001未満	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	1	発生する恐れがある夏場に1回検査する。			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.00001未満			1	1	1				
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	1	1	(※2)			
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満			1	1	1				
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.3			12	1	1				
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.6	月1回	省略不可	12	1	1	省略できない項目である。			
48	味	異常なし	異常なし			12	1	1				
49	臭気	異常なし	異常なし			12	1	1				
50	色度	5度以下	0.5未満			12	1	1				
51	濁度	2度以下	0.1未満			12	1	1				
原水	嫌気性芽胞菌					-	4	4	水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に検査する(レベル2)。			
備考	水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合、下記のとおり設定し、実施する。 (※1) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができるため、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ) (※2) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができるが、1年に1回実施する。(水道法施行規則第15条第1項第3号ハ)											

平成29年度水道水質検査計画表

表13

水質検査表 <大口径南部水源>

No.	農薬検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度(実施年度別)		
			平成28年度	平成29年度	平成30年度
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05			1
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08		1	
3	2,4-D(2,4-PA)	0.03		1	
4	EPN	0.004	1		
5	MCPA	0.005		1	
6	アシュラム	0.9		1	
7	アセフェート	0.006		1	
8	アトラジン	0.01	1		
9	アニロホス	0.003	1		
10	アミラズ	0.006		1	
11	アラクロール	0.03	1		
12	イソキサチオン	0.008	1		
13	イソフェンホス	0.001	1		
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	1		
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	1		
16	イプロベンホス(IBP)	0.09	1		
17	イミノクタジン	0.006			1
18	インダノファン	0.009	1		
19	エスプロカルブ	0.03	1		
20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	0.006	1		
21	エトフェンプロックス	0.08	1		
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	1		
23	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	1		
24	オキサジクロメホン	0.02		1	
25	オキシ銅(有機銅)	0.03		1	
26	オリサストロビン	0.1	1		
27	カズサホス	0.0006	1		
28	カブエンストロール	0.008	1		
29	カルタップ	0.3			1
30	カルバリル(NAC)	0.05		1	
31	カルプロバミド	0.04		1	
32	カルボフラン	0.005		1	
33	キノクラミン(ACN)	0.005	1		
34	キャプタン	0.3	1		
35	クミルロン	0.03	1		
36	グリホサート	2			1
37	グルホシネート	0.02			1
38	クロメプロップ	0.02		1	
39	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	1		
40	クロルピリホス	0.003	1		
41	クロタロニル(TPN)	0.05	1		
42	シアナジン	0.004	1		
43	シアノホス(CYAP)	0.003	1		
44	ジウロン(DCMU)	0.02		1	
45	ジクロベニル(DBN)	0.03	1		
46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	1		
47	ジクワット	0.005			1
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	1		
49	ジチアノン ※1	-	-	-	-
50	ジチオカルバメート系農薬	0.005			1
51	ジチオピル	0.009	1		
52	シハロホップブチル	0.006	1		
53	シマジン(CAT)	0.003	1		
54	ジメタメリン	0.02	1		
55	ジメトエート	0.05	1		
56	シメリン	0.03	1		
57	ジメピペレート	0.003	1		
58	ダイアジノン	0.003	1		
59	ダイムロン	0.8		1	
60	ダゾメット ※2	-			1
61	チアジニル	0.1		1	
62	チウラム	0.02		1	
63	チオジカルブ	0.08		1	

64	チオファネートメチル	0.3			1
65	チオベンカルブ	0.02	1		
66	テルブカルブ (MBPMC)	0.02	1		
67	トリクロピル	0.006		1	
68	トリクロロホン (DEP)	0.005	1		
69	トリシクラゾール	0.1		1	
70	トリフルラリン	0.06	1		
71	ナプロパミド	0.03	1		
72	パラコート	0.005			1
73	ピペロホス	0.0009	1		
74	ピラクロニル	0.01			1
75	ピラゾキシフェン	0.004	1		
76	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02		1	
77	ピリダフェンチオン	0.002	1		
78	ピリブチカルブ	0.02	1		
79	ピロキロン	0.05	1		
80	フィプロニル	0.0005		1	
81	フェントロチオン (MEP)	0.01	1		
82	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	1		
83	フェリムゾン	0.05			1
84	フェンチオン (MPP)	0.006		1	
85	フェントエート (PAP)	0.007	1		
86	フェントラザミド	0.01		1	
87	フサライド	0.1	1		
88	ブタクロール	0.03	1		
89	ブタミホス	0.02	1		
90	ブプロフェジン	0.02	1		
91	フルアジナム	0.03		1	
92	ブレチラクロール	0.05	1		
93	プロシミドン	0.09	1		
94	プロチオホス	0.004			1
95	プロピコナゾール	0.05	1		
96	プロピザミド	0.05	1		
97	プロベナゾール	0.05		1	
98	プロモブチド	0.1	1		
99	ベノミル	0.02		1	
100	ベンシクロン	0.1	1		
101	ベンズビスクロン	0.09		1	
102	ベンズフェナップ	0.005		1	
103	ベンタゾン	0.2		1	
104	ベンディメタリン	0.3	1		
105	ベンフラカルブ	0.04			1
106	ベンフルラリン (バスロジン)	0.01	1		
107	ベンフレセート	0.07	1		
108	ホスチアゼート	0.003	1		
109	マラチオン (マラソン)	0.7	1		
110	メコプロップ (MCP)	0.05		1	
111	メソミル	0.03		1	
112	メタム (カーバム) ※2	-			1
113	メタラキシル	0.06	1		
114	メチダチオン (DMTP)	0.004	1		
115	メチルダイムロン	0.03	1		
116	メミノストロビン	0.04	1		
117	メトリブジン	0.03	1		
118	メフェナセト	0.02	1		
119	メプロニル	0.1	1		
120	モリネート	0.005	1		
	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート ※3	0.01			
	テフリルトリオン ※3	0.002		1	
			73	32	15

※1 分析不可項目、※2 メチルイソチオシアネートと統合、※3 平成29年4月1日施行予定